

令和 7 年度
第 4 次伊勢市男女共同参画基本計画
実施状況報告書

令和 8 年 8 月
伊 勢 市

【目次】

1	はじめに	1
2	施策体系	2
3	事業総括と具体的な取組	4
	・基本方針1 職業生活における女性活躍の推進	
	基本施策 1-1 働く場における男女共同参画の促進	
	・基本方針2 男女共同参画を推進するための基盤の整備	
	基本施策 2-1 男女共同参画に関する意識の普及と教育の推進	
	基本施策 2-2 政策・方針決定過程における男女共同参画の推進	
	・基本方針3 誰もが安心して暮らせる環境の実現	
	基本施策 3-1 家庭・地域における男女共同参画の推進と健康の支援	
	基本施策 3-2 男女共同参画を阻害するあらゆる暴力の根絶	
4	成果目標に係る数値の推移	26
5	審議会による評価及び意見	30

1 はじめに

この報告書は、伊勢市男女共同参画都市宣言及び伊勢市男女共同参画推進条例の理念に基づき、令和5年3月に策定した第4次伊勢市男女共同参画基本計画に掲げた施策について、令和7年度の実施状況を取りまとめたものです。具体的な取組内容やその成果、それらに対する伊勢市男女共同参画審議会による評価を公表し、今後もさらに市民・事業者・教育者等と連携しながら、男女共同参画社会の実現を目指していきます。

■伊勢市男女共同参画都市宣言

私たちは、美しい自然と豊かな文化に恵まれ、古くより"お伊勢さん"と親しまれたこのまちを誇りとし、男女が性別を超え、世代を超え、人として尊重しあい、喜びも責任も分かちあい、共にいきいきと自分らしく生きることのできる伊勢市をめざして、ここに「男女共同参画都市」を宣言します。

平成18年7月11日

■伊勢市男女共同参画推進条例（抜粋）

（基本理念）

第3条 本市における男女共同参画は、次に掲げる事項を基本理念として推進されなければなりません。

- (1) 男女の個人としての尊厳が重んじられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人としての能力を発揮する機会が均等に確保されることその他男女の人権が尊重されること。
- (2) 男女が、性別による固定的な役割分担等に基づく制度又は慣行にとらわれることなく、自立した個人として、自己責任に基づく自由な意思によって生き方を選ぶことができるとともに、多様な生き方及び個性が互いに尊重されること。
- (3) 男女が、社会の対等な構成員として、市の政策並びに社会のあらゆる分野における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること。
- (4) 男女が、互いの協力及び社会の支援のもとに、育児、介護等の家庭生活とこれ以外の職業生活、地域生活その他生活との両立ができること。
- (5) 男女共同参画の推進と密接な関係を有する国際社会の動向に留意すること。

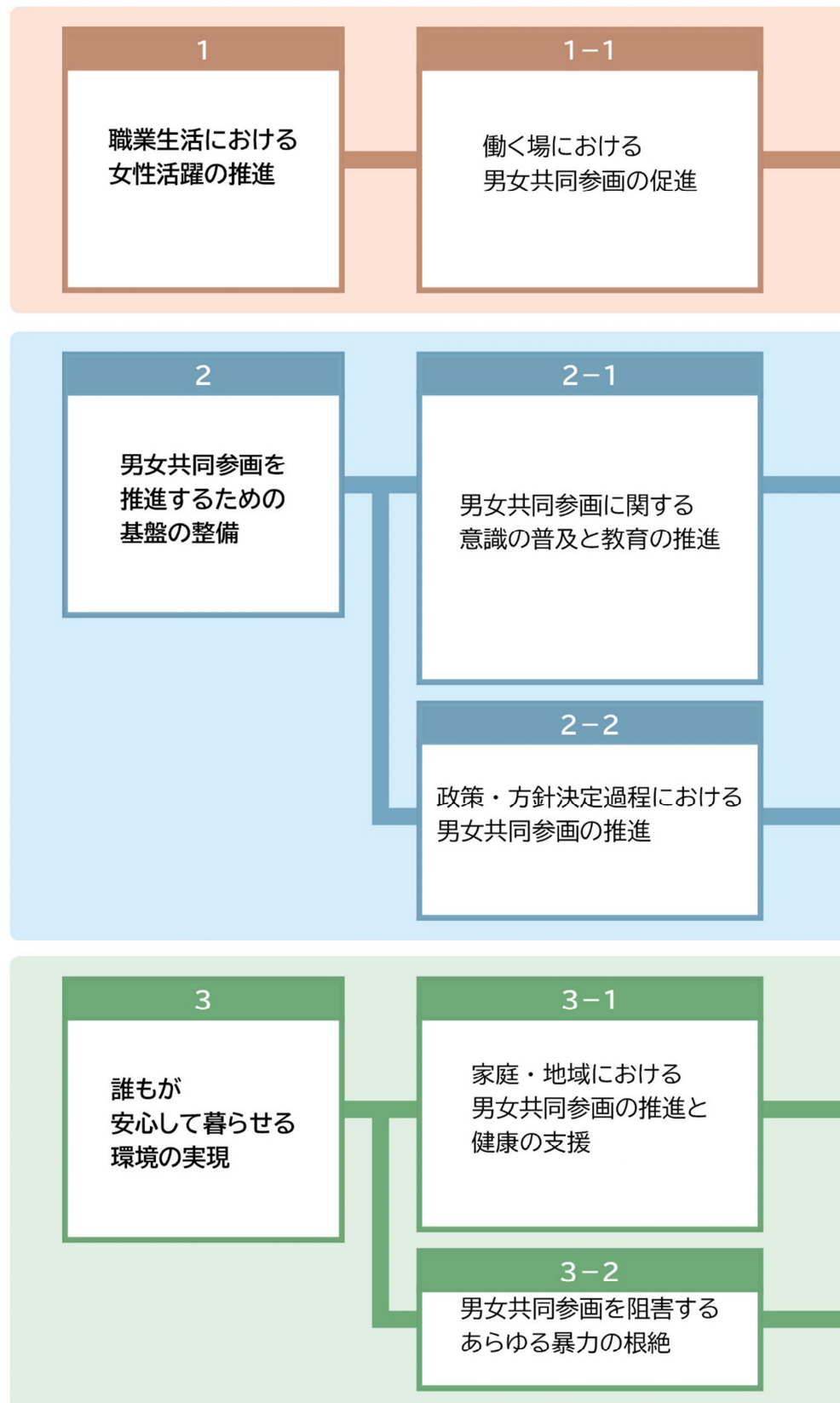
2 施策体系

【めざす姿】

『男女共同参画社会』
——誰もが個性と能力を発揮し、共に支え合うまち——

【基本方針】

【基本施策】



【施策】

【具体的取組】

雇用の場における男女共同参画の促進

ワーク・ライフ・バランスの促進

女性の就労・能力開発のための支援

- 関係法令等の広報、啓発等
- 女性雇用の促進
- ワーク・ライフ・バランスの促進のための広報・啓発
- 女性が個性と能力を発揮できるような職場環境づくりの促進
- ハラスメント防止対策
- 女性の起業への支援
- 就職の支援
- 家族経営の労働条件の改善

男女共同参画に関する広報・啓発の充実

生涯を通じた男女共同参画の
学習機会の充実

学校等における男女共同参画教育の推進

国際的視野に立った男女共同参画の推進

- 市民等の意識の把握と市広報誌等による啓発
- パートナーの日（8月17日）の推進
- 市民との協働による意識啓発

- 講演会、セミナー等の開催と支援
- 講座等の開催方法における配慮
- 男性を対象とした学習機会の提供

- 学校教育における推進
- 教育や保育に携わる教職員等に対する研修の充実
- 保護者への推進

- 国際社会の情報の収集、提供

市の審議会、委員会等における
女性登用推進

女性職員の管理・監督職における登用推進

事業所や各種団体等の方針決定の場合への
女性の参画促進

政治分野における男女共同参画の推進

- 女性委員の積極的登用
- 女性人材の把握と活用

- 女性職員の積極的登用

- 市内事業所における方針決定過程への女性の参画促進
- 地域活動団体等の様々な活動の場合への参画促進

- 政治分野における女性参画の推進

家庭・地域活動における
男女共同参画の推進

ライフステージに応じた健康支援の充実

暴力を許さない社会の意識づくり

被害者支援の充実

- 家庭生活における啓発
- 育児・介護支援の周知と充実
- 地域活動における啓発
- 男女共同参画の視点に立った防災活動の推進

- 健康支援の充実
- 性に関する正しい知識の普及啓発
- 妊娠・出産期の女性の健康に関する理解促進
- 不妊不育に悩みを抱える男女の支援

- 暴力に対する正しい知識、認識の啓発

- 発生防止と早期発見
- 相談体制の整備・充実
- 被害者の自立支援

3 事業総括と具体的な取組

基本方針 1 職業生活における女性活躍の推進

基本施策 1-1 働く場における男女共同参画の促進

働く場における男女共同参画の促進に関しては、市内の企業 11 社を訪問し、女性の登用状況、育児休業の取得状況などの現状を把握するとともに、法令や各種制度、市の取組についての情報提供などを通じた啓発を行いました。その結果、多くの企業において人材不足の状況にあり、人材確保や離職率の低下のため、ワーク・ライフ・バランスの実現や誰もが働きやすい職場環境整備の必要性に対する認識が高まり、建設現場における男女別のトイレや更衣室の整備、在宅勤務の導入、業務の振り分けによる女性の職域拡大など、様々な取り組みが実施されていることが確認できました。その一方で、これまでに女性管理職の登用実績があるのは 11 社中 6 社であり、その割合も未だ低いという状況にあります。

さらに、男性の育児休業取得実績があるのは、11 社中 4 社（実績がない 7 社中 4 社は対象者なし）で、「制度はあるが、取得者は女性だけ」「男性が取得しても短期間」などという現状から、長期休業取得のための職場環境や業務体制づくりには未だ課題があると考えられます。

男女が共に生き生きと働くことができる男女共同参画社会の実現を目指し、各企業における女性活躍やワーク・ライフ・バランス推進の必要性についての啓発や、女性の就労・能力開発に対する支援について、継続して取り組んでいく必要があります。

①雇用の場における男女共同参画の促進

具体的取組	内容	令和 7 年度の実施状況	実施部署
ア) 関係法令等の 広報、啓発等	関係機関と連携し、男女雇用機会均等法、労働基準法、市条例で定める「事業者が果たすべき役割」等の趣旨の周知を図り、適切な運用を働きかけることにより、募集、採用、賃金、昇給、昇進等における男女平等の実現を目指します。また、育児休業・介護休業制度の周知徹底と定着を図り、必要な時に取得できるよう働きかけを行います。	・窓口等においてポスターやチラシを掲出し、関係法令の周知を図った。	商工労政課
イ) 女性雇用の 促進	女性の社会の一員としての参画や自己実現のための就労機会の拡大を、関係機関と連携し、企業等へ働きかけます。	・ハローワークと連携し、セミナーを開催した。(12 月 5 日、参加者 21 人、うち女性 13 人)	商工労政課

②ワーク・ライフ・バランスの促進

具体的取組	内容	令和 7 年度の実施状況	実施部署
ア)ワーク・ライフ・バランスの促進のための広報・啓発	仕事と育児・介護の両立を支援することの必要性や、男性中心型労働慣行の見直し、男性職員の育児・介護休暇の取得促進等について事業所に向けて発信し、ワーク・ライフ・バランスの推進を啓発します。	女性活躍やワーク・ライフ・バランスを推進している事業者を募集し、表彰した。 《女性の活躍推進「きらり」賞》 吉川建設株式会社 《仕事と生活の調和実践賞》 有限会社ゑびや 吉川建設株式会社	市民交流課

③女性の就労・能力開発のための支援

具体的取組	内容	令和 7 年度の実施状況	実施部署
ア)女性が個性と能力を発揮できるような職場環境づくりの促進	女性が安心して健康に、個性と能力を発揮して働き続けることができる職場環境づくりを事業所等に働きかけていくとともに、働くことを希望する女性に対しては、研修受講等の機会を創出します。	市内 11 企業を訪問し、担当管理職等から企業の現況の聞き取りを行うとともに、パンフレット・リーフレットを配布し、女性の人権という観点から「職場における人権課題」や、「女性活躍推進」「仕事と生活の調和」に関する情報提供を行うなど、男女共同参画推進に関する啓発に取り組んだ。(訪問期間:11 月 17 日～11 月 28 日)	人権政策課 市民交流課
イ)ハラスメント防止対策	性別による差別的取り扱いや、出産・育児等による不利益をこうむらないように事業所等に働きかけを行います。	【再掲】 企業訪問 P5 参照	人権政策課 市民交流課
ウ)女性の起業への支援	起業を希望する女性に対して、関係機関と連携しながら、必要な情報を提供するとともに、相談に応じる等の支援を行います。	- 伊勢市ビジネスサポートセンターにおいて、5 月～6 月にかけて全 6 回の創業スクールを実施した。(実参加者 14 人、うち女性 6 人) - 伊勢市ビジネスサポートセン	商工労政課

		ターにおいて、7月～12月にかけて8回の創業セミナーを実施した。(参加者延べ82人、うち女性延べ51人) また、6月と1月に創業喚起セミナーを毎月1回実施した。(参加者19人、うち女性9人)	
エ)就職の支援	出産・育児、介護により離職した人等、就職を希望する人等に対する支援を、関係機関と連携して行います。	▪ 【再掲】ハローワークと連携したセミナー開催(P4参照) ▪ 三重県産業支援センター及び三重県が主催する女性の就職支援事業を後援し、チラシ配布等周知を行った。 ▪ 15歳以上の男女を対象に「1 DAY インターンシップ」を開催した。(参加者15名、うち女性6名)	商工労政課 市民交流課 消防本部総務課
オ)家族経営の労働条件の改善	農業等の家族経営に従事する女性が、仕事と家事の区別なく働き続けることを解消できるよう、労働条件の改善を働きかけます。	▪ 認定農業者の認定更新時における相談会にて家族経営協定を紹介し、締結を勧めた。(令和7年度締結数 14件)	農林水産課

基本方針 2 男女共同参画を推進するための基盤の整備

基本施策 2-1 男女共同参画に関する意識の普及と教育の推進

「男だから、女だから」という固定概念にとらわれることなく、誰もが個性と能力を発揮できる社会にしていくためには、市民一人ひとりの男女共同参画に対する意識を高めていく必要があります。

市民への意識啓発として、市民団体「NP0 男女共同参画れいんぼう伊勢」への委託により、映画上映会や「パートナーの日」啓発事業のほか、親子向けの講座やイベントなど、若い世代に対する啓発を積極的に実施しました。実施に際しては、県や市の他分野と連携し、様々な分野における男女共同参画に関連する取組紹介を行いました。また、オンラインによる参加申し込みや、当日の託児サービスの実施など、誰もが参加しやすいイベント実施に努めました。

さらに、市民ボランティアの企画編集による啓発記事「めざそや！共同参画」を年2回広報いせに掲載しました。

学校教育においては、性別にこだわらず自分らしく生きる教育の機会を捉え実践し、保護者へも学校たよりなどを活用した啓発を継続して進めています。また、教職員も研修を通じて男女共同参画の意識の向上に努めています。

今後も、イベント開催におけるデジタル技術の活用や SNS を活用した情報発信など、様々な手法を活用することにより、あらゆる年代や立場の人に向けた意識啓発を行っていく必要があります。

①男女共同参画に関する広報・啓発の充実

具体的取組	内容	令和7年度の実施状況	実施部署
ア)市民等の意識の把握と市広報紙等による啓発	アンケート等により市民や事業者の男女共同参画に関する意識を定期的に把握するとともに、広報いせやリーフレット、SNS等を活用し、わかりやすく実践的な情報発信に取り組めます。	- 市民編集委員による啓発記事「めざそや！共同参画」を広報いせに掲載した。 (8月1日号)(3月1日号) - 男女共同参画週間と「パートナーの日」について、広報いせにそれぞれ啓発記事を掲載した (6月15日号、8月15日号)。 また、CATVによる情報発信やれいんぼうルームにおけるパネル展示を行った。	市民交流課

		・ 男女共同参画に関するロールモデル紹介記事を広報いせに掲載した。(3月15日号) ・ 市民アンケートにおいて本計画の参考となる項目を調査した。	市民交流課
イ) パートナーの日 (8月17日)の 推進	「パートナーの日」のねらいを周知し、様々な場で相手を思いやる行動の実践ができるよう啓発活動を推進します。	・ パートナーの日啓発事業「高尾美穂講演会」を開催した。(11月8日、参加者272人) ・ 市役所本館1階市民ホールにおいてパネル展示を実施したほか、市役所庁舎に啓発のための懸垂幕を設置した。(8月4日～8月18日) ・ 8月9日発行の伊勢志摩ホームニュースに新聞広告を掲載した。 ・ 市職員による「パートナーの日」啓発Tシャツの着用(6月2日～8月29日)を実施した。 ・ ワーク・ライフ・バランスを推進するため、毎月17日を「パートナーの日推進デー」と位置付け、定時での退庁を呼びかけた。	市民交流課
ウ) 市民との協働 による意識啓発	市民団体との連携と協働により、男女共同参画に関する学習機会の創出や情報発信による意識啓発に取り組みます。	・ NPO 男女共同参画れいんぼう伊勢に男女共同参画の啓発に関するイベントの開催等を委託し、市との協働によりイベントやセミナー等の事業を実施した。 ・ 【再掲】 「めざそや！共同参画」P7参照	市民交流課

②生涯を通じた男女共同参画の学習機会の充実

具体的取組	内容	令和7年度の実施状況	実施部署
ア) 講演会、セミナー等の開催と支援	男女共同参画に関する学習機会として講演会やセミナー等を開催し、新たな知識やスキル、先進事例等を紹介することにより、市民・事業者への啓発と各自の取組を支援します。	・ 県内連携映画祭「ごはん」上映会を開催した(6月7日、参加者255人)。また、会場において県及び市の農林部門の男女共同参画に関する取組を紹介するパネル展示や動画上映を行ったほか、三重県女性農村アドバイザーの西村知恵氏による取組紹介を行った。 ・ 夏休み親子映画祭「怪盗グルーのミニオン超変身」上映会を開催した(8月3日、参加者186人)。また会場において、三重県男女共同参画センター「フレンテみえ」制作の絵本「みっちときりー」の大型絵本展示及びフォトコーナーを設置し、子ども及びその保護者に対する啓発を行った。 ・ 「子育てとジェンダーの『はて?』を考えるワークショップー子どもの翼を折らないために親としてできることー」を開催した。(3月7日 参加者17人) ・ 【再掲】 パートナーの日啓発事業「高尾美穂講演会」 P8 参照	市民交流課
イ) 講座等の開催方法における配慮	託児サービスの実施や開催時間の配慮、内容の工夫等、講座・セミナー等の開催方法において誰もが参加しやすいよう配慮します。	・ 各種イベントにおいて、託児を可能とした。(P11、12 参照)	各課

ウ)男性を対象とした学習機会の提供	男女共同参画は女性だけの問題ではなく、男女がともに考え、責任を担い、支え合っていくものであることを啓発するため、男性を対象とした学習機会の提供を行います。	高尾美穂講演会(P8 参照)において、男性にも興味をもってもらえるようなテーマ設定を行った。	市民交流課
-------------------	---	--	-------

③学校等における男女共同参画教育の推進

具体的取組	内容	令和7年度の実施状況	実施部署
ア)学校教育における推進	すべての子どもたちが男女の相互協力や対等な社会参画について正しい知識を習得し、自分の将来に展望を持ち、自己実現を図れるよう、教育の推進に努めます。	- 各小中学校、幼稚園において、子どもたち一人ひとりが自己肯定感を高めて自分らしく生きる教育を実践した。 - 職場体験学習を実施し、様々な職場に触れる機会を設定した。 - 家庭科、学活などを通して、「意識・慣習」「家事労働」の視点で考える授業を実践した。	学校教育課
イ)教育や保育に携わる教職員等に対する研修の充実	学校・幼稚園・保育所等の教育・保育の場において、子どもたちと直に接する教職員や保育士等を対象とした研修の機会を充実し、男女共同参画意識の高揚を図ります。	各学校や園単位で、県教委作成のリーフレットや国等の資料を活用した研修を実施した。	学校教育課
ウ)保護者への推進	学校行事、PTA活動等を通じて、保護者や地域に男女共同参画の理念がさらに広がるよう取組を進めます。	学校たよりなどを活用した啓発を行った。	学校教育課

④国際的視野に立った男女共同参画の推進

具体的取組	内容	令和 7 年度の実施状況	実施部署
ア)国際社会の 情報の収集、 提供	男女共同参画に関する国際的な動向や、男女平等に関する先進国の状況や日本との比較等についての情報を収集し、市民等への啓発に活用します。	男女共同参画週間に実施したパネル展示において、2025 年のジェンダーギャップ指数における日本の順位について紹介した。	市民交流課

【参考】令和7年度 託児実施状況

実施日	イベント名	利用者数 (子どもの数)	実施方法 (直営、業務委託、ボランティアなど)	担当課
6月 7日	三重県内連携映画祭「ごはん」上映会	利用者なし	—	市民交流課
11月 8日	パートナーの日啓発事業「高尾美穂講演会」	4人	委託（NPO 法人三重みなみ子どもネットワーク）	市民交流課
11月 24日	夫婦会議ではじめる共育てライフ 入門編	3人	委託（株式会社ライフ・テクノサービス）	市民交流課
2月 14日	いせ人権映画祭	利用者なし	—	人権政策課
1月 24日 25日 31日 2月 1日 14日	令和7年度第2回いせファミリー・サポート・センター提供 会員養成講座	計10人	業務委託	子育て応援課
5月 12日 26日 9月 8日 22日	「こころとからだスッキリヨガ」	計16人	指定管理者事業として実施 （委託先：株式会社ライフ・テクノサービス）	社会教育課
5月 27日 10月 16日 1月 28日 2月 5日	家庭教育応援講座（子育て支援センター共催4回）	計29人	共催：子育て支援センター	社会教育課
12月 5日	伊勢で见つける。じぶん発見！ 「好き」を仕事にするセミナー	利用者なし	ハローワークとの共同開催	商工労政課
7月 14日	ママ☆ほっと講座	16人	保育サポーターに依頼	健康課

実施日	イベント名	利用者数 (子どもの数)	実施方法 (直営、業務委託、ボランティアなど)	担当課
7月 1日 29日 8月 7日 29日 10月 10日 14日 11月 18日 20日 12月 11日 22日 1月 20日 29日	集団乳がん検診	計 19 人	保育サポーターに依頼	健康課
2月 3日 7日 3月 6日 12日	集団乳がん・子宮頸がん検診	計 4 人	保育サポーターに依頼	健康課

基本施策 2-2 政策・方針決定過程における男女共同参画の推進

国会や地方議会の議員をはじめ、企業や組織の管理職、団体の代表、審議会や委員会における委員など、政策・方針決定の場への女性参画はまだまだ少ない状況にあります。女性の社会進出や責任ある立場への登用を推進していくためには、周囲の男性の意識改革に加え、女性自身の意欲や行動力を向上させるための取組が必要です。

市の委員会、審議会等における女性登用推進については、所属長宛の文書による促進を行うとともに、各委員会等に対して登用を推進するための協議を重ねました。

また、市職員における女性登用の推進のため、課長補佐・係長級の女性職員を対象としたキャリアアップ研修を実施したほか、性別に関わらず働きやすい職場環境の実現のため、コミュニケーション能力の向上を目的とした研修を行いました。

今後さらに男女双方への意識啓発と、女性の人材育成に取り組む必要があります。

①市の審議会、委員会等における女性登用推進

具体的取組	内容	令和7年度の実施状況	実施部署
ア) 女性委員の積極的登用	市の委員会、審議会等における委員構成の見直しや、団体推薦等における女性委員の登用、公募委員制の拡大等について関係各課において取り組むことにより、男女がともに参画しやすい仕組みづくりを進め、女性の登用を進めます。	・ 庁内各課に女性委員登用推進を依頼した。特に女性委員がいない附属機関については、肩書やポストなど慣行による委員の選任を見直し、対象者の範囲を広げるなどの対応について明記した。 (4月15日付通知)	市民交流課(各課)
イ) 女性人材の把握と活用	女性の登用を推進するため、庁内の各部署と連携した女性人材の育成・把握に努め、積極的に各委員会へ推薦します。	・ 令和6年度に実施した女性のためのWebマーケティング基礎講座受講生の現況を把握した。 ・ 【再掲】 ロールモデル紹介 P8 参照	市民交流課

②女性職員の管理・監督職における登用推進

具体的取組	内容	令和7年度の実施状況	実施部署
ア)女性職員の積極的登用	女性の視点が組織の政策・方針決定の場で反映されることを目指し、あらゆる部署における男女のバランス良い配置や、女性職員の管理・監督職への登用を進めます。	令和8年4月1日付異動において、女性職員の新たな登用を行った。(次長級2人、課長級7人、課長補佐級7人、係長級15人)	職員課
		採用から5年以上の職員を対象とした、性別に関わらず働きやすい職場環境実現のためのコミュニケーション能力向上研修を実施した。(2月18日、参加者41人)	市民交流課 職員課
		女性職員の管理職への登用を目指して、課長補佐・係長級の女性職員を対象としたキャリアアップ研修を実施した。(2月19日、参加者42人)	
		消防本部の女性職員活躍推進のため、女性活躍推進(男女共同参画)検討委員会会議を開催した。(計5回実施)	消防本部総務課
		月経(生理)に関する正しい知識や体調の変化、そしてその個人差について深く理解を得るために市職員を対象とした生理研修を実施した。(1月21日参加者51人、1月28日参加者44人)	

③事業所や各種団体等の方針決定の場への女性の参画促進

具体的取組	内容	令和 7 年度の実施状況	実施部署
ア) 市内事業所における方針決定過程への女性の参画促進	方針決定において女性の意見が反映されるよう、市内事業者等に対し、女性職員の管理・監督職への登用についての働きかけを行います。	・【再掲】 企業訪問 P5 参照	市民交流課 人権政策課
イ) 地域活動団体等の様々な活動の場への参画促進	女性の視点が様々な活動の場で反映されることを目指し、男女がともに参加しやすい活動方法についての啓発や、地域活動団体等の方針決定の場に男女が偏りなく参画することを会則や規約に盛り込むこと等、女性の参画促進のための働きかけを行います。	・ まちづくり協議会に役員などへの女性登用を働きかけた。	市民交流課

④政治分野における男女共同参画の推進

具体的取組	内容	令和 7 年度の実施状況	実施部署
ア) 政治分野における女性参画の推進	女性の政治分野への興味と参画意欲を向上させるための啓発や、女性の意見・要望を聞く機会を設け、市政への反映に取り組めます。	・ 啓発パネルを、男女共同参画週間内に市役所 1 階市民ホールにおいて展示し、期間後はれいんぼうルームに展示して啓発を行った。	市民交流課

基本方針 3 誰もが安心して暮らせる環境の実現

基本施策 3-1 家庭・地域における男女共同参画の推進と健康の支援

市民生活の基盤である家庭・地域におけるジェンダーギャップを解消し、男女共同参画を推進するため、子育て世代を対象に『夫婦の対話』をテーマとしたセミナーを開催しました。また、家庭における育児や介護の負担を軽減するための市民サービスの実施のほか、地域活動、特に防災分野における男女共同参画を推進するため、自治会やまちづくり協議会への働きかけを行いました。

ライフステージに応じた健康支援の充実としては、生活困窮など様々な困難や不安を抱えた女性を対象に、生理用品の無償配布を通じて必要に応じ生活相談につなげる事業を実施しました。また、パネル展示やリーフレット配布による女性の健康に関する正しい知識の啓発や、講演会などを通じた性に対する正しい知識の啓発に取り組みました。さらに、安心して妊娠・出産・子育てができるよう、「ママ☆ほっとテラス（子育て世代包括支援センター）」を拠点に、母子コーディネーター（保健師）や助産師が中心となり、妊娠初期から切れ目ない支援の充実を図りました。不妊不育治療を行っている夫婦に対しては、治療にかかる費用（医療費）の一部を助成し、経済的な負担の軽減を図りました。

誰もが性別に関わらず個人として尊重され、心身ともに健康に暮らしていけるよう、性別固定的役割分担意識の解消に向けての働きかけや、市民の暮らしを支え、負担を軽減するとともに、性や健康に対する正しい知識を広めていく取組を、引き続き進めていく必要があります。

①家庭・地域活動における男女共同参画の推進

具体的取組	内容	令和7年度の実施状況	実施部署
ア)家庭生活における啓発	誰もが家庭、地域、仕事等においてバランスのとれた生活を送ることができるよう、家事・育児・介護等の家庭生活において、男女が家族の一員として相互に協力し責任を果たすための意識啓発、特に男性が主体的に家事・育児・介護等を担うことを促進します。	・ 家庭内のワークライフバランス推進のため「夫婦会議ではじめる子育てライフ 入門編・実践編」を開催した。 (入門編 11月24日参加者11人、実践編 12月20日参加者6人。実践編についてはオンライン開催)	市民交流課

イ) 育児・介護支援の周知と充実	介護保険制度や公的保険福祉サービスの周知徹底により、家庭における介護等の負担軽減を図ります。 また、多種多様な保育サービスや放課後児童クラブ、ファミリーサポートセンターの充実により、保護者が安心して育児と仕事を両立できるよう支援します。	・ 介護保険制度について広報いせやホームページ等への掲載やパンフレットを利用し市民への周知に努めた。 ・ 65 歳以上の高齢者を対象に介護予防に関する知識の普及と啓発を実施した(17 回 461 人) ・ 延長保育(12 施設)、休日保育(2 施設)、一時保育(9 施設)を実施した。 ・ 放課後児童クラブ(35 か所:公設 7 民設 28)の委託運営やファミリーサポートセンター事業、病児保育事業を実施した。 ・ 家庭教育応援講座において、講座終了後、子育てに関する悩み相談の場を設けた。	介護保険課 健康課 保育課 子育て応援課 社会教育課
ウ) 地域活動における啓発	自治会やまちづくり協議会等、地域活動への女性の積極的な参画を促すとともに、性別にこだわらず責任のある立場を担う意識づくりや、固定的な性別役割分担意識に基づく慣習、取り決めの見直しについて、働きかけを行います。	【再掲】 ・ まちづくり協議会に役員などへの女性登用を働きかけた。 P15 参照	市民交流課
エ) 男女共同参画の視点に立った防災活動の推進	災害に対する備えや避難所運営において女性の視点の反映が不可欠であることを、研修会や防災講習会等を通じて具体的な手法を伝えることにより周知し、女性の参画を推進します。 避難所運営マニュアル作成時	・ 男女共同参画の視点に立った防災活動の推進について、各まちづくり協議会への働きかけを行った。	市民交流課

		- 性的マイノリティについて、正しい理解のために、教職員研修(講演会)を実施した。(8月4日、2中学校区で開催、参加者計105人) - 第4回人権啓発講座「性暴力は重大な人権侵害～性教育が性暴力を根絶する～」を開催した。(1月18日、参加者24人)	人権政策課
ウ) 妊娠・出産期の女性の健康に関する理解促進	妊娠・出産期の女性の健康・家族計画について、妊産婦とそのパートナーへの情報提供を行い、これらに対する理解と男性の育児参加を促進します。	- 安心して妊娠・出産・子育てができるよう、「ママ☆ほっとテラス」を拠点に、母子コーディネーター(保健師)や助産師が中心となり、妊娠初期から切れ目ない支援の充実を図った。(ママ☆ほっとテラス来所者数延べ8,480人) - パパとママの教室や、母子健康手帳交付時に、妊娠期に起こりやすい貧血予防や禁煙指導など健康に関する啓発を実施した。(教室参加者242人、個別沐浴指導42人、母子手帳交付者558人) - 産後は助産師による母乳や育児に関する相談事業を実施した。(おめでとうコール522人、おっぱい相談会延べ102人)	健康課
エ) 不妊不育に悩みを抱える男女の支援	「不妊不育治療医療費助成事業」「特定不妊治療医療費助成事業」により、治療費の一部を助成することで、経済的な負担の軽減を図ります。また、相談センターの紹介や情報提供	一般不妊不育治療医療費の一部助成を行い経済的な負担の軽減を図った。助成人数172人(一般不妊治療96人、特定不妊治療	健康課

	を行います。	104 人、内不育治療 4 人 ※重複あり) ▪ 特定不妊治療医療費（先進医療等）の一部助成を行い経済的な負担の軽減を図った。助成人数 79 人（先進医療 74 人、回数追加 3 人、PGT-A 5 人※重複あり） ▪ 上記事業の周知に加え、不妊不育治療に関する三重県不妊専門相談センターや研修（県主催の不妊治療と仕事の両立）等の啓発を行った。	
--	---------------	--	--

基本施策 3-2 男女共同参画を阻害するあらゆる暴力の根絶

ドメスティック・バイオレンス（配偶者やパートナーなど親密な関係にある者から振るわれる暴力。以下「DV」という。）、セクシュアル・ハラスメント（性的嫌がらせ）、パワーハラスメントや、虐待行為など、あらゆる暴力は女性や子ども、高齢者や障がい者など弱い立場にある人が被害者となる場合が多く、表面化しにくい傾向にあります。その背景には男性が女性を、上司が部下を、大人が子どもを、強い立場にある人が弱い立場にある人を、守るのではなく支配することを容認してきた社会意識があることが指摘されています。こうした強者優位の社会意識を変え、暴力はいかなる理由があろうとも許されるものではないとの認識を確たるものにする必要があります。

広報いせやパネル展示、リーフレットなどによる啓発に加え、虐待の早期発見・保護を図るための担当者による会議開催や、女性相談支援員の配置や相談窓口の対応時間の追加、各関係機関と連携した支援体制の充実に取り組みました。また、DV 被害者からの申出による住所情報の保護について、市役所一体となって取り組みました。

男女共同参画を阻害するあらゆる暴力の根絶のためには、暴力を許さない社会の意識づくりに向けて、啓発活動や取組を進めていく必要があります。

①暴力を許さない社会の意識づくり

具体的取組	内容	令和 7 年度の実施状況	実施部署
ア) 暴力に対する正しい知識、認識の啓発	ドメスティック・バイオレンス、各種ハラスメントや性暴力、ストーカー行為、児童虐待、高齢者虐待、障がい者虐待等、いかなる暴力も許さないという意識の浸透のため、正しい知識・認識の普及啓発に取り組みます。	「女性に対する暴力をなくす運動」の啓発として、広報いせへの情報掲載、市役所本館 1 階市民ホールにおけるパネル展示、本館 1 階市政情報配信モニターによる動画配信を行った。(11 月 11 日～25 日) - 高尾美穂講演会 (P8 参照) の会場内に啓発ポスターを掲示した。 - 児童虐待の未然防止や早期発見・対応を図るため、関係機関で組織する子ども家庭支援ネットワークの代表者や実務担当者による会議を開催した。	市民交流課 福祉総合支援センター

	(代表者会議 2 回、実務担当者会議 12 回) ・ 児童虐待防止を目的とした知識・認識の普及啓発については、広報いせやホームページ、小・中学校、高等学校へのチラシ配布を通じて情報を発信した。また、子ども達の笑顔を守るメッセージを込めたオレンジリボンツリーを健康福祉ステーションに設置した。さらに伊勢図書館では、パネル展示や関連図書の紹介、啓発物品およびチラシの配布を実施した。(11 月 4 日～28 日)今年度は、健康福祉ステーションで児童虐待防止イベントを開催し、広く啓発活動を行った。(11 月 11 日) ・ 障がい者虐待、高齢者虐待の防止及び早期発見、被虐待者の保護に資するため、広報紙(7 月 15 日号)、ホームページを活用した情報発信、イベントや介護予防講演会における掲示・チラシ配布等の啓発活動を実施した。 ・ 【再掲】第4回人権啓発講座 P20 参照	人権政策課
--	--	-------

②被害者支援の充実

[illegible]

ウ)被害者の自立支援	暴力の被害者が加害者から逃れ、身体的、経済的、精神的に安心して生活を送れるよう、関係機関と連携し、様々な方策を活用した自立支援を行います。	・ DV 等被害者に係る住所保護事務について、関係各課と連携し、実施した。 ・ DV 被害者の方へ、新たな基礎年金番号付番等の措置を講じてもらうため、年金事務所への届出をするよう勧奨した。 ・ 相談者が安心した生活が送れるよう助言し、関係機関と連携して支援策を実施した。	戸籍住民課 市民交流課 福祉総合支援センター ほか関係各課 医療保険課 福祉総合支援センター
-------------------	--	---	---

4 成果目標に係る数値の推移

以下の表は、第4次伊勢市男女共同参画基本計画に掲げた成果目標について、計画期間である令和5年度から令和9年度までの実績値の推移を示すものです。

各表の数値の見方

【現状値について】

- ・計画策定時：令和4年4月1日時点で把握していた最新の値
- ・令和4年度：令和4年度の実績値

【市民意識調査について】

タイトルに「市民意識調査」とある項目については、年度によって調査の実施方法が異なるため、数値にも異なる傾向が見られます。特にR5、R6年度についてはオンラインのみのアンケートであり他の調査と対象が異なるため、参考値として記載します。

- ・現状値（計画策定時） R3年度男女共同参画に関する市民意識調査
対象：市内在住の16才以上
送付数：3,500人（住民基本台帳から無作為抽出）
回答方法：郵送又はオンライン
回答数：1,396件（回答率39.9%）
- ・現状値（R4年度） 市民アンケート
対象、送付数、回答方法：同上
回答数1,527件（回答率43.7%）
- ・実績値（R5年度、R6年度） オンライン市民アンケート
周知方法：伊勢市LINE公式アカウント登録ユーザー、ホームページ、オンライン申請ポータルサイトへの掲載
回答方法：オンライン
回答数：R5年度490～1,290件（設問ごとに調査期間を分けて実施したため回答数が異なる）
R6年度333件
- ・実績値（R7年度） 市民アンケート
対象：市内在住の16才以上
送付数：3,300人（住民基本台帳から無作為抽出）
回答方法：郵送又はオンライン
回答数：1,228件（回答率37.2%）

基本方針 1 職業生活における女性活躍の推進

○市民意識調査における「昇進、人事配置」に対する男女平等感について、「平等」の比率

現状値		目標値 R9 年度	実績値				
計画策定時	R4 年度		R5 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度	R9 年度
48.9%	36.1%	70.0%	33.3%	36.8%	36.5%		

○女性活躍やワーク・ライフ・バランスの推進等に取り組んでいる企業数
(伊勢市男女共同参画推進事業者等表彰制度による受賞企業等の数)

現状値 R4 年度	目標値 R9 年度	実績値				
		R5 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度	R9 年度
19 社	29 社	21 社	22 社	25 社		

基本方針 2 男女共同参画を推進するための基盤の整備

○市民意識調査における「男は仕事、女は家庭」の否定率（男女全体で）

現状値		目標値 R9 年度	実績値				
計画策定時	R4 年度		R5 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度	R9 年度
63.3%	79.8%	70.0%	82.0%	78.6%	79.8%		

○市民意識調査における「男は仕事、女は家庭」の否定率（10代）

現状値		目標値 R9 年度	実績値				
計画策定時	R4 年度		R5 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度	R9 年度
75.0%	96.2%	80.0%	71.4%	※	85.7%		

本項目については、いずれの調査においても回答数が少ないため、参考値として掲載しています。

※R6 年度の回答者なし。

○市民意識調査における「パートナーの日」を「言葉の内容も知っている」人の割合

現状値		目標値 R9 年度	実績値				
計画策定時	R4 年度		R5 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度	R9 年度
6.6%	15.7%※	30.0%	13.3%	18.3%	7.3%		

※令和 4 年度現状値は、「知っている」「知らない」の 2 択のうち、「知っている」人の割合。

それ以外の数値は、「言葉の内容も知っている」「聞いたことはあるが、内容は知らない」「まったく知らない」の 3 択のうち、「言葉の内容も知っている」人の割合。

○市の審議会、委員会等における女性の登用率

現状値		目標値 R9 年度	実績値				
計画策定時	R4 年度		R5 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度	R9 年度
24.7%	27.1%	40.0%	28.5%	28.3%	28.8%		

○市の係長級以上の女性職員の割合

現状値		目標値 R9 年度	実績値				
計画策定時	R4 年度		R5 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度	R9 年度
30.4%	31.6%	35.0%	30.6%	32.1%	32.6%		

基本方針 3 誰もが安心して暮らせる環境の実現

○市民意識調査における「男女の平等（家庭生活）」について「平等」と考える人の割合

現状値		目標値 R9 年度	実績値				
計画策定時	R4 年度		R5 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度	R9 年度
32.0%	45.5%	40.0%	45.7%	37.8%	41.3%		

○避難所運営マニュアル策定の地域数

現状値		目標値 R9 年度	実績値				
計画策定時	R4 年度		R5 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度	R9 年度
7 地域	8 地域	16 地域	8 地域	13 地域	13 地域		

※まちづくり協議会ごとに策定（全 23 地域）

○まちづくり協議会における代議員の女性参画率

現状値		目標値 R9 年度	実績値				
計画策定時	R4 年度		R5 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度	R9 年度
19.6%	21.1%	40.0%	20.9%	22.2%	24.2%		

○市民の健康寿命

現状値 令和 4 年度	目標値 令和 7 年度	実績値 ^{※3}				
		令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度
女性： 81.4 歳 ^{※1}	女性： 83.0 歳 ^{※2}	女性： 81.3 歳 ^{※3}	女性： 80.9 歳 ^{※3}	女性： 80.6 歳 ^{※3}		
男性： 79.3 歳 ^{※1}	男性： 80.0 歳 ^{※2}	男性： 78.5 歳 ^{※3}	男性： 78.8 歳 ^{※3}	男性： 78.3 歳 ^{※3}		

※1 令和 2 年度時点の値

※2 市民の健康寿命は、令和 7 年度の目標値とする。

※3 実績値は、2 年度前の数値を集計したもの。例) 令和 6 年度実績値→令和 4 年度の時点の値

○事業所意識調査におけるセクハラ防止対策をしている事業所の割合

現状値 令和 4 年度	目標値 令和 9 年度	実績値				
		令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度
74.6%	85.0%	—	—	—		

※本計画策定の前年度に事業所意識調査を実施

○市民意識調査における DV 被害者のうち相談した人の割合

現状値 令和 4 年度	目標値 令和 9 年度	実績値				
		令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度
48.1%	80.0%	—	—	—		

※本計画策定の前年度に市民意識調査を実施

5 審議会による評価及び意見

基本方針に基づき、各部署が工夫して具体的な取り組みを行ったことは評価できる。しかしこれまでの慣習や慣行もあり、人々の意識を変えていくことが容易ではないことも伺える。各部署では現状を踏まえ、今後も必要な機会を設けたり、新しいロールモデルを示すことや研修等に取り組むことを期待する。なお、避難所マニュアルの策定については、地域数を増やすことも課題である。

令和 7 年度 第 4 次伊勢市男女共同参画基本計画 実施状況報告書

担当 : 伊勢市環境生活部市民交流課
住所 : 〒516-8601 伊勢市岩渕 1 丁目 7 番 29 号
TEL : 0596-21-5513
E-mail : kouryu@city.ise.mie.jp
発行 : 令和 8 年 8 月